

弁護士に依頼しないで民事訴訟事件に対応

(足りない知識と知恵を振り絞り、ほぼ完全勝利、なめたらいかんぜよ)

JJ1SXA/池

民事訴訟事件(工作物撤去等請求事件)で提訴されたが、むぎむぎ弁護士に稼がせるのは癪にさわるので(本音は、年金暮らして、弁護士費用を払うのは勿体無い)、個人で対応して見ました、いわゆる本人訴訟です。

隣人から、アンテナを下ろせという裁判を提起されたのです、理由は、私道に止めている車両に、鳥糞の被害がある、これは、私のアンテナに留まる鳥が原因だということで、以前にも、同様内容で立川簡易裁判所で調停が行われた件です、諦めが悪いというか、或いは、何が何でも私にアンテナを下ろさせなければ気にいらぬのか。

駐車しているのは、2mの私道部分です、この2mの私道に普通車を駐車すれば、歩行に供する部分はいくらも残りません、結果、隣人の土地を勝手に歩行しています、そもそもこれが間違いだが、本人は全然気づかない、それが、他人の土地の合法的な建築物にクレームをつける事になるのだ、調停で、調停委員は、私にアンテナを下ろさせるのでは無く、相手に駐車位置を、後方の車庫証明を取った駐車スペースに駐車したらとの提案だったが、相手は受け入れられなくて、調停不調で打ち切りになった。

訴状が届いたのは、12月4日、第1回口頭弁論期日は、平成31年1月25日とのこと、内容は、前述の通り、車両が、鳥糞で汚染されるので、私のアンテナを撤去しろ、精神的な苦痛を受けたので慰謝料を払えとのこと、訴状には、訴訟物の価格として、270万円の記載があります、全く理不尽な訴えだ、SXBは、この金額に驚き、やはり弁護士に委任すべきでは無いかと心配しましたし、私も自信は無いが本人訴訟の方針は変えませんでした。

とりあえず、答弁書を作成しなければいけません、今は、書式というかフォーマットがWEBで公開されています、これをコピーして使用することも可能ですが、コピーして使用は手書きになる、A4用紙で新規に作成することにしました、マイクロソフトWordでの、答弁書の書式設定は、「1行37文字、1頁26行、左余白30mm、右余白15～20mm程度、上余白35mm、下端27mm、文字サイズは12ポイント、片面印刷」が基本のようだ、これで設定した用紙で提出したら、全く問題無しで受け付けてもらった。

前後するが、答弁書本文だ、事件番号、原告、被告、送達場所等を記載し、次は、「請求の原因」に記載されている事実について、「認める」か、「間違っている部分があり争う」或いは、「知らない」で個々に記載、この訴状は、間違いだらけというか、事実と異なる内容の連続です、ほぼ全てを争う事とし、「答弁書」を作成。

作成した「答弁書」を、裁判所へ持参し、受け付けてもらうと共に「副本」を相手方に郵送してもらうよう、地下売店で購入した郵送料分の切手を添えてお願いする。

次は、第1回口頭弁論期日に出頭の際に提出する、「準備書面」を作成、記入内容は、訴状に記された内容につき、反論と意見だ。

この後、準備書面を5通と証拠説明書2通、証拠計8点を揃えて、3回に分けて提出、この辺が、弁護士に委任しないで本人訴訟としたので大変だったが仕方が無い。

結果は、裁判官より「和解勧告」があり、内容から、裁判は勝ちと予測できた、和解解決金を3万円払えと言うのが気にいらぬが、だらだらと長引いて時間を浪費したくないとい

うのがあったのと、裁判官も人の子、逆らえば、判決内容も予測と変わる可能性も否定できず、従うことにした、この時には気付かなかったが、判決だと、相手に控訴の機会が残る、控訴しても重大な新証拠が出せなければどうしようも無いでしょうが、時間はかかるし、又、何通も書類作成が必要になる、そういう意味では和解解決の方がベターだった。

相手弁護士は、負けを予測したようで、和解に積極的だったが、相手方本人が納得せず、法廷に乗り込んで裁判官に直接談判するというようなことがあったが、非常識な主張が、裁判官に通用するわけは無く、裁判官の最初の提案通りの内容で和解が成立した。

和解内容の概略は、(1)和解解決金の3万円を私が払う、(2)相手は、今後私のアンテナについて、「アンテナから生じる問題及び鳥の糞被害に関し何等の請求をしないことを約束する」、(3)その他の請求を放棄する。

結局、相手は提訴した内容の、「アンテナ撤去」、「慰謝料請求」は全て無し、今後アンテナに関し文句は言わないとの内容だから、裁判前より悪い条件が付いた、私にすれば、全面勝訴の内容だ、裁判で和解は、被告が解決金を払うのが決まりのようだ。

昨年12月4日に訴状が届いてから、6カ月一寸、6月6日和解成立、和解条項等が、裁判所から送付されてきたのが、6月8日、和解解決金の3万円を6月10日振込、これで全ての手続き完了、裁判は結構時間がかかるものだとすることを改めて実感した。

また、本人訴訟は不利だというネットの情報もあったが、勉強しながらやったので、今まで知らなかった知識も身についたし、大いにボケ防止になったであろうと思う。

司法試験制度が改正されて、もう大分経った、現在の制度は、大卒で、大学で法律を学んだ者は2年、学んでいないものは3年間、法科大学院で学ばなければいけない。

別の方法は、予備試験に合格することだ、予備試験に合格すれば、法科大学院で学んだ者と同等資格が得られる、法科大学院修了者か予備試験合格者は、資格取得後5年以内に5回まで受験可能で、合格すればその後、司法修習を1年、修了試験合格で、これで晴れて、弁護士、裁判官、検察官になれる、結構険しい道だ。

尚、司法試験を受けなくても、裁判所法45条で、「多年司法事務に携わり、簡裁判事の職務に必要な学識経験があると、簡裁判事選考委員会の選考により認められた者」に簡裁判事への道を開いている。(俗に、カンバンと若干侮蔑した言葉もあるようだ…)

今、法科大学院と予備試験が問題視されて議論があるようだが、予備試験廃止などはあってはならないと、個人的には思っています、弁護士にとどまらず、裁判官、検察官も質が低下していると感じる、6年も7年も学校へ行ってこれだから、「予備試験合格で司法試験に合格しろ」は言い過ぎか？ともあれ、そんな険しい道を通じた弁護士と法律論だけで対抗しようとしても、素人には到底無理、やはり、ここは常識論が優先で、それが法律的に間違いがあるか否かだけの問題だ、そんなことを念頭に置いて、弁護士資格の無い私が、弁護士相手の勝負で、ほぼ100パーセントの勝利は、やった～です。

思えば現役の頃、何人の弁護士さんとやりあったことか、何人のアブナイ人達と交渉しなければいけなかったことか、調停や裁判で裁判所へ何度行ったことか、時にはいやになって、転職しようかと思ったりしたことも何度もあった、そんな修羅場をくぐり抜けて来た経験と、その過程で培われた糞度胸が、今回の裁判でも多少役立ったことでしょう、ここで、「鬼龍院花子の生涯」での松恵のキメゼリフ「なめたらいかんぜよ」で、勝利の美酒！！